

平成24年（行ウ）第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原告 宮部 慎太郎

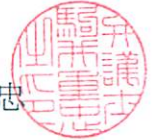
被告 鳥取市

## 被告第2準備書面

平成25年4月26日

鳥取地方裁判所民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒 井 重 忠



被告訴訟代理人 弁護士 西 川 弘 康



被告訴訟復代理人 弁護士 今 田 慶 太



### 第1 固定資産税及び都市計画税の減免の根拠（追加主張）

- 1 被告が行った固定資産税の減免は、地方税法367条及び鳥取市税条例（昭和25年鳥取市条例第10号）58条1項に基づくものであり（乙1）、被告が行った都市計画税の減免は、地方税法702条の8及び鳥取市税条例153条に基づき、固定資産税の減免の例により行ったものである（乙1）。

地方税法367条は「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる」と定めている。これを受け鳥取市税条例58条1項は「市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる」とし、同項4号は「前3号に定

めるものを除くほか、特別な事情がある者の所有する固定資産」と定めている。

## 2 特別の事情について

### (1) 同和対策特別措置法

国は、同和問題を解決するため、昭和44年、「同和対策事業特別措置法」を時限立法として施行した。

「同和対策事業特別措置法」の目的は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について、国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することであった（同法1条）。

同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによつて、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することであった（同法5条）。

国は、同和対策事業特別措置法の目的を達成するため、対象地域における生活環境の改善を図るため、地区の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等の措置を講ずることなど、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならないとされ（同法6条）、国及び地方公共団体は同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならないとされた（同法4条）。さらに、すべて国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならないものとされた（同法3条）。

### (2) 地域改善対策特別措置法

「同和対策事業特別措置法」が時限立法であったことから、国は、同和問題を解決するため、昭和57年に「地域改善対策特別措置法」を施行した。

「地域改善対策特別措置法」の目的は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することであった（同法1条）。

### （3）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

国は、同和問題を解決するため、昭和62年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を施行した。

この法律の趣旨は、国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めるものであった（同法1条）。この法律にいう地域改善対策特定事業とは、地域改善対策特別措置法第1条に規定する地域改善対策事業が実施された対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものであり（同法2条1項）、国及び地方公共団体は、協力して、地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施するように努めなければならないものとされた（同法2条2項）。

### （4）国と地方公共団体は、「同和対策特別措置法」「地域改善対策特別措置法」

及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等を図ることを目的として特別対策を実施した。地方公共団体では、税制面での対策として、対象地域での固定資産税等の減免措置を実施していた。

被告においても、同和地区に所在する土地や建物等の資産が私人間において取引されにくいという差別の実態に鑑み、昭和48年から、対象地域での固定資産税等の減免措置を実施した。

平成9年度以降、国の特別対策事業が終了し、平成14年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したが、被告においては、昭和62年に「人権尊重都市宣言」を制定し、平成6年には「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」を制定していたこと、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されていたことから、鳥取市同和対策総合計画を策定し、各種人権施策を総合的かつ計画的に推進した。被告は、かかる人権施策の一環として、なおも残存する部落差別の実態に鑑み、引き続き税制面での対策として対象地域での固定資産税等の減免措置を行っていた。

その後、被告は、平成19年度の第4次鳥取市同和対策総合計画（乙4）において被告の同和対策諸施策の見直しを行い、特別対策を終了させるとともに、部落差別の実態と課題を踏まえながら一般対策へと移行して同和行政を実施することとした。但し、特別対策から一般対策への移行にあたって、過去の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう円滑な移行を図るべく、必要な限りにおいて激変緩和措置を講じることとした。

被告は、平成19年度の第4次鳥取市同和対策総合計画において特別対策から一般対策に移行する見直しを行い、固定資産税等の減免制度を平成22年度を以て終了することとしたが、特別対策から一般対策への円滑な移行を図るべく、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税に限り減免率を「1

00分の50」から「100分の25」と読み替えながらも減免を認める激変緩和措置を講じたのである。

以上の経緯から明らかなように、被告が実施した固定資産税等の減免制度は、「同和対策特別措置法」「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権尊重都市宣言」「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」の趣旨と目的に従い実施されたものであり、鳥取市人権施策基本方針（乙5）及び鳥取市同和対策総合計画（乙4）に基づいて実施した重要施策に係るものである。

従って、地方税法367条の「特別の事情」と鳥取市税条例58条1項4号の「特別な事情」が存在する。

以上